

更新日：2019年8月2日

2024年5月20日

機構専門医更新 申請要件・必要単位

【申請要件】

- (1) 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 専門医の資格を取得後、引き続き週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事していること

※学会専門医資格を保持しているものが機構専門医更新申請を行う場合は、専門医資格取得後、引き続き週3日以上医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に継続して従事していること。

また、申請年度は単一施設週3日以上在籍していることがわかる在籍証明書を提出すること。
- (3) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の実績があること

【重要な確認事項】

- (1) 2026年度より共通講習の必須単位数追加
＜対象者＞機構専門医更新申請を2026年度以降に行う方

詳細は、以下のHPをご確認ください。

[機構専門医更新申請における必要共通講習単位の変更について \(PDF\)](#)

- (2) 単位の移行措置期間は2023年度を以て終了しました。

所定の実績

50 単位 i) ～ iv) の必須単位を含む、合計 50 単位が必要です

項目	所定の実績
i) 診療実績	<p>最小 5 単位, 最大 10 単位</p> <p>※診療実績 10 単位付与規程あり (3 ページ目参照)</p>
ii) 専門医共通講習	<p>最大 10 単位</p> <p>※2025 年度申請までは、必修講習 A のみ (最小 3 単位) 2026 年度申請以降は、必修講習 A, B 両方 (最小 8 単位) の取得が必須です</p> <p>■必修講習 A (各講習 1 単位以上, 合計 3 単位必須)</p> <p>医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会</p> <p>■必修講習 B (各講習 1 単位以上, 合計 5 単位必須)</p> <p>医療法制講習会 地域医療に関する講習会 医療福祉制度に関する講習会 医療経済 (保険医療など) に関する講習会 両立支援に関する講習会</p>
iii) 麻酔科領域講習	<p>最小 15 単位 (上限なし)</p> <p>このうち 10 単位は本学会主催の講習会であること (必須)</p>
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	<p>最小 6 単位 (上限なし)</p> <p>このうち 6 単位は学術集会への参加単位 (必須)</p> <p>1 回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること (必須)</p> <p>※本学会学術集会参加は 6 単位以上算定できません</p>
合 計	50 単位

所定の実績の詳細

i) 診療実績 (最小5単位, 最大10単位)

臨床実績報告書の担当・指導症例数×単位で算定したものが診療実績です。

(1) 主担当医, あるいは指導医として担当した麻酔症例 1 例につき 0.02 単位

(1 つの症例につき, 主担当医最大 2 名, 指導医最大 2 名の合計 4 名まで認める)

<例>2023 年度 手術麻酔 担当症例 50 指導症例 50

$100 \times 0.02 = 2$ 2 単位となる

(2) ペインクリニック, 入院患者疼痛管理, 緩和ケア担当症例 1 例につき 0.1 単位

集中治療での担当症例 1 例につき 0.1 単位

救急医療での担当症例 1 例につき 0.1 単位

<例>2023 年度 集中治療 担当症例 50 指導症例 50

$100 \times 0.1 = 10$ 10 単位となる

診療実績 10 単位付与規程・・・申請する年から 20 年前に麻酔科専門医を取得

し, 引き続き資格保持者は診療実績の 10 単位を付与します。ただし臨床実績報告書の提出は必要です。

※2024 年度に申請する場合, 2004 年以前に専門医を取得した方が対象です。

ii) 専門医共通講習 (最大10単位)

e-learning での受講も可能です。

※2025 年度申請までは、必修講習 A のみ (最小 3 単位) の取得が必須です。

※2026 年度申請以降は、必修講習 A、B 両方 (最小 8 単位) の取得が必須です。

■必修講習 A (各講習 1 単位以上、合計 3 単位必須)

- ・医療安全講習会
- ・感染対策講習会
- ・医療倫理講習会

■必修講習 B (各講習 1 単位以上、合計 5 単位必須)

- ・医療法制講習会
- ・地域医療に関する講習会
- ・医療福祉制度に関する講習会
- ・医療経済 (保険医療など) に関する講習会
- ・両立支援に関する講習会

■必修講習 A・B いずれにも該当しない講習(必須単位でないが取得可能)も

日本専門医機構に承認されている共通講習であれば算定可能

- ・臨床研究/臨床試験講習会
- ・災害医療に関する講習会 など

※取得単位全体のうち、更新申請では共通講習単位に関し最大 10 単位まで算定可能

※院内講習等の本学会が実施していない講習は、受講証明書の提出が必要です。

【専門医共通講習（院内講習等，自動反映されていないもの）】

●受講証明書

<必要項目>

- ・受講者氏名
- ・受講日（年月日）
- ・受講時間または単位数
- ・演題名，講習会名またはカテゴリー
カテゴリーは医療安全・感染対策・医療倫理・その他等
その他講習の場合は演題名を記載してください。
- ・主催者氏名
- ・主催者証明印

iii) 麻酔科領域講習（最小15単位・上限なし）

単位取得の上限はありません

このうち 10 単位は日本麻酔科学会主催の講習会であること(必須).

e-learning での受講も可能です.

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小6単位）

(1) 学術集会への参加（必須6単位，上限6単位）

- ・日本麻酔科学会の（年次・支部）学術集会への参加単位で必須6単位，上限6単位までとなります。
- ・参加単位のうち、1回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること(必須)。
- ・日本麻酔科学会の学術集会参加単位は，自動反映されています。

(2) 学術集会等での発表

認められた学術集会等での発表に関して，筆頭演者と第2共同演者のみ同じ単位数が算定されます。それぞれの単位数は単位表を確認してください。

※第2共同演者：抄録の筆頭演者の隣に記載されている演者

第3共同演者以降の単位は算定できません

自動反映されていない発表単位については，Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で，証明書類として抄録と学術集会の名称，回，会期が確認できるもの（抄録の表紙またはHP）を併せてご提出ください。

※本学会の発表抄録は，マイページから印刷可能です。

※2020年度以降の本学会の発表単位（年次・支部）は，自動反映されていますので登録・抄録の提出不要です。

(3) 学術出版物発表・査読

<学術出版物>

認められた学術雑誌への論文発表に対して、著者全員に算定されますが、筆頭著者、共著者の単位数が異なります。それぞれの単位数は単位表を確認してください。

Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で、証明書類として論文のコピー（全文）と出版物の名称、発行日、号が確認できるものをご提出下さい。

※出版物は、発行年月日が有効単位期間内であることが必要です

<学術雑誌の論文査読>

認められた学術雑誌の査読を行った場合、1論文につき1単位算定できます。

認められた学術雑誌は、単位表をご確認ください。

Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で、査読の証明書は、査読時の Thanks mail または、査読者マイページの画面を印刷し、査読 ID が確認できるものをご提出ください。

(4) 専門医試験に関する業務

専門医試験問題作成および、周術期管理チーム認定試験、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき認められた単位数が算定できます。

※上記の業務の単位は、弊会にて自動反映を行う為、証明書類は不要です

(5) 講演会等での座長、司会

講演会等での座長、司会講演会などで座長、司会を1時間以上行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1開催につき1単位の算定ができます。

Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で、証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容の記載がある証明書（任意様式・公印必要）を併せて提出してください。

（6）地域や学校などでの学術講演

地域や学校などで1時間以上の学術講演を行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1開催につき2単位、年間で2単位まで算定ができます。

Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で、証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認できるものと、講演実施を施設が証明した以下の必要項目が記載されている証明書(任意様式・公印必要)を併せてご提出ください。

医育機関で講義を行った場合も、1講義につき2単位、年間で2単位まで算定できます。学年や対象学生が異なる場合でも年間で2単位以上は算定できません。

●講演実施施設が証明した証明書

<必要項目>

- ・講師・司会者氏名
- ・講演場所
- ・講演日時（年月日）
- ・講演実施施設の証明印
- ・講演内容
- ・（気管挿管実習のみ）年間実施症例数

(7) 学校の校医業務

学校の校医を1年以上務めた場合、2単位を算定できます。これは2単位より多くは算定できません。

Web 会員専用ページのマイページで該当の講演の実績登録を行った上で、申請時に、校医業務の証明書(任意書式・公印必要)のコピーを提出してください。

●校医業務を行った施設が証明した証明書類

<必要項目>

- ・校医氏名
- ・業務を行った期間(年月日)
- ・業務を行った場所
- ・実施施設の証明印

(8) 日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員

日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合、1年度につき2単位算定します。申請時に証明となるものを提出してください。

●日本医療安全調査機構が証明した証明書類

<必要項目>

- ① 氏名
- ② 業務を行った日時
- ③ 日本医療安全調査機構の証明印